

# ワーケーション促進事業委託業務 仕様書

## 1 概要

コロナ禍によるテレワークの急速な普及を背景に、国はワーケーションやブレジャーを「新たな旅のスタイル」と位置付け、企業・従業員・地域のそれぞれにメリットがある「三方よし」の取組として、その普及を促進している。

一方、県においても、2023年度から開始した愛知県「休み方改革」プロジェクトの一環として、企業に対し、ワーケーションやブレジャーの導入を促進している。

ワーケーションやブレジャーは、宿泊施設を中心に、観光関連産業の平日稼働を増やし、観光需要の平準化に有効な取り組みである。

そこで、本事業では、ワーケーションの取組を促進する所要の業務を実施する。

## 2 業務内容

### (1) 特設サイト・リーフレットの作成

(2) から (4) に掲げる、本県が実施するワーケーション促進の取組等を紹介する特設サイト及びリーフレットを作成し、それぞれの取組に参画する者を募集するとともに、ワーケーション促進の機運醸成を図ること。

#### ア 特設サイト

開設時期：契約締結後、速やかに（遅くとも2024年6月上旬ごろまで）

その他：パソコンだけでなく、タブレット端末やスマートフォンからのアクセスも想定した構成とすること

#### イ リーフレット

納期：契約締結後、速やかに（遅くとも2024年6月上旬ごろまで）

納入箇所：1か所（観光振興課室）、一括

仕様：A4サイズ

部数：2,000部

その他：PDFデータも別途、納品すること

### (2) 視察イベントの開催

県内で、既に完成しているワーケーション施設を実際に見て、その取組内容を学ぶとともに、ワーケーションの実施に向けて必要な知識・ノウハウ等を習得できる視察イベント（自治体・地域観光協会関係者向け、企業関係者向け）を開催すること。

#### ア 自治体・地域観光協会関係者向け

対象：ワーケーション客の取り込みに、今後、取り組みたい、または、既に取組んでいるが、さらに強化したいと考えている自治体や地域観光協会関係者

内容：既に完成しているワーケーション施設の視察、ワーケーションが地域にもたらす社会的・経済的効果や、自治体・地域観光協会に求められる役割

等についての専門家による解説、(3)に掲げるモデル事業の紹介、(4)に掲げるワーケーション促進プランの策定支援の紹介、そのほか提案による

開催時期：提案による（遅くとも2024年7月末ごろまで）

#### イ 企業等関係者向け

対象：ワーケーションの送り手である企業等（企業、官公庁、団体、組合等）の関係者（総務・人事担当者を想定）

内容：既に完成しているワーケーション施設の視察、ワーケーションがもたらす働き方・休み方への効果や、企業として整備すべき就業等に係る規程等についての専門家による解説、(3)に掲げるモデル事業の紹介、そのほか提案による

開催時期：提案による（遅くとも2024年7月末ごろまで）

### (3) モデル事業の実施

既に完成しているワーケーション施設を借り上げ、ワーケーションに関心がある企業等（企業、官公庁、団体、組合等）を募集して、実際にワーケーションに取り組んでもらうモデル事業を実施すること。あわせて、その成果を取りまとめて横展開すること。なお、モデル事業は、少なくとも、以下に掲げるような「福利厚生・合宿型」と「地域課題解決型」の2類型を実施すること。

#### ア 福利厚生・合宿型ワーケーションモデル事業

内容：企業等に所属・加盟するワーカーがふだんとは異なる職場で働くことで、クリエイティビティを発揮したり（福利厚生型）、他のワーカーと協働することでチームワークを発揮したりして（合宿型）、ビジネス課題の解決や新規事業の創案等につなげる、短期滞在型のワーケーション。

業務内容：企業等の募集、ワーケーション施設の予約管理など、福利厚生・合宿型ワーケーションモデル事業の実施に必要な全ての業務を行うこと

実施時期：提案による（ただし、施設借り上げ期間は45日間以上とすること）

#### イ 地域課題解決型ワーケーションモデル事業

内容：企業等に所属・加盟するワーカーが、ワーケーション施設のある地域の住民・事業者・行政等とともに、地域課題の解決策を編み出す滞在型のワーケーションを実施。滞在中に地域の観光に触れられる機会も設け、ワーケーションならではの働き方を体験してもらうこと。なお、実施に先立ち、ワーカーと地域関係者によるピッチイベントを開催し、地域課題の発掘を行い、本モデル事業の実効性を高めること

業務内容：企業等の募集、ワーケーション施設の予約管理、ピッチイベントの開催など、地域課題解決型ワーケーションモデル事業の実施に必要な全ての業務を行うこと

実施時期：提案による（ただし、施設借り上げ期間は10日間以上とすること）

#### (4) ワークーション促進プランの策定支援

ワークーションの受入れに関心を持つ地域（市町村・地域観光協会等を想定）のうち、3地域を対象に、地域の実情に応じたワークーション促進プランの策定を行うこと。

具体的には、地域にある宿泊施設の状況だけでなく、農作物や工業製品などの地域資源を洗い出し、どのようなワークーションの受入れが適しているか明らかにし、地域のワークーション促進への取組に方向性を明示すること。

なお、適切な専門家を関与させ、プランの実効性を担保すること。

（業務手順のイメージ）

- ① 市町村・地域観光協会向け説明会（オンライン開催）
- ② 希望地域の募集
- ③ 支援地域の選定（3地域を想定）
- ④ 選定地域の現場視察、個別打ち合わせ
- ⑤ 選定地域ごとにプラン策定
- ⑥ 選定地域へのプラン説明

#### (5) 報告書の作成

(1) から (4) の結果を取りまとめた報告書を作成すること。

### 3 業務スケジュール

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
契約関係	契約										
特設サイト	制作	開設	→								
リーフレット	制作	納品	→								
視察イベント			開催								
福利厚生・合宿型モデル事業*			実施								
地域課題解決型モデル事業*				ピッチイベント開催		実施					
ワークーション促進プラン策定支援*			説明会 募集			選定	現場視察	選定地域 打ち合わせ	プラン策定	→	地域への説明

\*ワークーションモデル事業、ワークーション促進プラン策定支援の実施時期の表示はイメージ

#### 4 成果物の提出

成果物：報告書（紙媒体2部、電子ファイル一式）

納入期限：2025年3月31日（月）

納入場所：愛知県観光コンベンション局観光振興課

#### 5 留意事項

- (1) 各業務上で必要となる募集や各関係者へのアポイントメントは、全て受託者の責任において行うこと。
- (2) 本業務により制作された成果品の一切の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、完了検査をもって全て本県に移転すること。受託者は、本県が認めた場合を除き、成果品に係る著作権者人格権を行使できないものとする。
- (3) 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときは、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- (4) 本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (5) 業務実施のための個人情報の取扱については、別記「個人情報取扱事務委託基準」を遵守しなければならない。
- (6) 本県は、必要に応じ、受託者に対して委託事業の実施状況について調査し、報告を求めることができる。
- (7) 各業務に係る調整、調査、分析、報告等の一切の経費（交通費、宿泊費、各種データに係る経費等）は、全て委託金額に含む。
- (8) 本業務の再委託は原則認めない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、本県が承諾した場合はこの限りではない。
- (9) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは本県と受託者が協議の上、定めることとする。
- (10) 受託者は、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類について、本業務の終了した年度の翌年度から起算して5年間、委託者の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存すること。
- (11) 受託者は、本業務に係る会計実地検査が行われる場合は、協力すること。